なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）の定義を適用する。

イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記㋑については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他応募の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記アヌはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑥　「「富岳ＮＥＸＴ」のための新建屋設計・施工・維持管理事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。応募者（(1)①に示す応募者をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の優先交渉権者選定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の応募者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への応募資格を失う。

⑦　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑧　構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となっていないこと。また、構成企業のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の応募者の構成企業になっていないこと。

⑨　役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。

⑩　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

⑪　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者でないこと。

⑫　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

⑬　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(3)　応募者の資格等要件　応募者のうち設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務に当たる構成企業は、それぞれ以下の要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。但し、設計業務の構造、電気設備、機械設備を担当する者は、構成企業又は協力企業のいずれかが下記の要件を満たすこと。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　理研又は文部科学省の一般競争参加資格において2025・2026年度設計・コンサルティング業務に係る参加資格の認定を受けていること。

イ　「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　本施設の設計を行う企業のうちいずれか１社は、㋐又は㋑のいずれかの要件を満たすこと。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の設計実績を有していること。

㋑　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、延べ面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の設計実績を有していること。

エ　本施設の設計を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間にデータセンター建屋の設計実績（計画電力量及び建物規模は問わない）を有する管理技術者を１名以上配置すること。管理技術者とは、技術上の管理及び総括を行う者を意味する。なお、管理技術者は設計業務の意匠を担当する構成企業から配置すること。

㋑　管理技術者に加え、主任担当技術者（意匠、構造、電気設備及び機械設備）を配置すること。主任担当技術者とは管理技術者の下で各分野の技術者を総括する者を意味する。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。

㋒　管理技術者及び主任担当技術者について、意匠及び構造を担当する者は一級建築士とすること。

㋓　電気設備及び機械設備を担当する者は一級建築士又は建築設備士とすること。

㋔　参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名とすること。ただし、提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。

②　施工に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　以下の㋐から㋒の工種区分の工事を実施する者は、理研又は文部科学省の一般競争参加資格において2025・2026年度における参加資格の認定をそれぞれが工事を実施する工種区分で受けていること。その際に算定した客観点数が以下の点以上であること。なお、複数の要件を満たす者は要件を満たす複数の工種区分の工事を実施することができるものとする。また、同一工種の工事を複数の者で実施する場合には実施する者全てがそれぞれの要件を満たすこと。

㋐　建築工事　1,190点

㋑　電気設備工事　950点

㋒　機械設備工事　950点

イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有してから営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の建設実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　本施設の施工を行う企業のうちいずれか１社は、㋐又は㋑のいずれかの要件を満たすこと。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の建設実績を有していること。

㋑　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、床面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の建設実績を有していること。

エ　本施設の施工を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に竣工したデータセンター建屋の建設実績を有する監理技術者又は主任技術者を１名以上配置すること。

㋑　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。ただし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点